

土地収用法第 15 条の 14 に基づく事業説明会の開催について

このたび、県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速 5 号線」新設工事）の事業認定に係る事業説明会を次のとおり開催します。

1 日時

平成 27 年 11 月 28 日（土）午後 6 時から 2 時間程度を予定
（開場は午後 5 時 40 分予定）

2 場所

広島県広島市東区東蟹屋町 1 0 番 3 1 号
広島市東区民文化センター ホール

3 事業の種類

県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速 5 号線」新設工事・広島県広島市東区中山南二丁目地内から同区二葉の里三丁目地内まで）

4 事業の施行を予定する土地の所在

広島県広島市東区中山南一丁目，中山南二丁目，中山西一丁目，中山西二丁目，牛田東一丁目，牛田東三丁目，牛田東四丁目，牛田南一丁目，牛田南二丁目，二葉の里二丁目，二葉の里三丁目地内

5 起業者の名称及び住所

広島市（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号）及び広島高速道路公社（広島市東区温品一丁目 8 番 23 号）

【問い合わせ先】

広島高速道路公社建設部建設課 担当 嶋司，徳澤
電話 （082）508-6855（直通）

位置図



※ ご来場は、なるべく公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

※ 開場は、午後5時40分頃を予定しています。

■ 説明会会場における注意事項

- (1) 会場内での喫煙・飲食はできません。
- (2) 会場内での携帯電話の使用はご遠慮ください。
- (3) 次のいずれかに該当する方は、会場への入場はできません。
 - ① 酒気を帯びていると認められる方
 - ② 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している方
 - ③ プラカード、旗、張り紙、メガホン、拡声器等、運営を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している方
 - ④ その他、円滑な運営の妨害や、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方
- (4) 説明会の開催中は、次に掲げる事項を守ってください。
 - ① 騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等、説明会の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ② その他、会場の秩序を乱し、又は運営の妨害になるようなことをしないこと。